

(仮称) 福岡都市計画道路 1・4・3号都市高速道路3号線延伸事業
に係る計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣意見

本事業の計画段階環境配慮書について、以下の意見を述べるものである。

1. 対象事業実施区域の設定

今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下①～④の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。特に、豊ジャンクション周辺は、以下①及び②が集中して立地している区域に隣接することから、十分配慮すること。

- ① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、社会福祉施設等を含む。）
- ② 住居
- ③ 重要な動物の生息地
- ④ 大井中央公園、榎田中央公園

2. 環境影響評価の項目の選定

設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の1. ①～④の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

3. 各論

今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の2. を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。

(1) 大気質

本ルート周辺の地域は、近年、浮遊粒子状物質が環境基準を達成しない状況が確認されており、本事業の実施に伴うルート帯及びその周辺に立地する住居等の保全対象（以下「ルート帯周辺の保全対象」という。）への自動車排気ガスの影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、以下（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手続きにおいては、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

(i) ルートの複数案

迂回案は、既存道路の活用案と比較して、住居系の利用地域に近接し、自動車排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、迂回案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。

(ii) 構造の複数案

高架案（迂回案も含む。）は、トンネル案と比較して、自動車排気ガスの影響が大きくなるおそれがあることから、高架案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、トンネル案を採用する場合においても、トンネル坑口や換気塔を設置する場合はその周辺における保全対象への自動車排気ガスの影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

(2) 騒音

本ルート帯及びその周辺の地域は、自動車騒音が環境基準を超過している等、複数の騒音発生源により生活環境が悪化している地域であり、本事業の実施に伴うルート帯周辺の保全対象への自動車騒音の影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、以下（i）及び（ii）に特に留意するとともに、方法書以降の手續きにおいては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、特に騒音影響を受けるおそれのある保全対象への影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、当該ルート帯及びその周辺の地域の自動車騒音の影響を効果的に回避・低減できるよう、適切な環境保全措置を検討すること。

(i) ルートの複数案

迂回案は、既存道路の活用案と比較して、住居系の利用地域に近接し、自動車騒音の影響が大きくなるおそれがあることから、迂回案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。

(ii) 構造の複数案

高架案（迂回案も含む。）は、トンネル案と比較して、自動車騒音の影響が大きくなるおそれがあることから、高架案の採用可否の判断に当たっては、ルート帯周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減できるか慎重に検討すること。また、トンネル案を採用する場合においても、トンネル坑口周辺における保全対象への自動車騒音の影響を回避又は極力低減するよう検討すること。

(3) 地下水・地盤

本ルート帯及びその周辺の地域は、地下水位が高く、比較的軟弱な地盤が分布している可能性があり、トンネル案を採用する場合は、トンネル工事及び地下構造物の設置に伴う地下水・地盤への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、地下水環境への影響に配慮するとともに、方法書以降の手續きにおいて、当該ルート帯及びその周辺の地域における地質及び地下水位等を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

(4) 動物

本ルート帯及びその周辺の地域には、ニッポンバラタナゴ等の希少な淡水魚等が生息している可能性があり、本事業の実施に伴うこれら重要な動物への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、希少な淡水魚等の生息地の改変や水

の濁り等の抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討すること。

また、今後の調査でニッポンバラタナゴの生息が確認された場合は、本事業の実施に伴う当該種の繁殖環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 廃棄物等

本ルート帯及びその周辺の地域は、市街地が形成され、住居系の利用地域が近接しており、本事業の実施に伴う発生土等による周辺環境への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、発生土量の抑制に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、周辺環境に配慮するための適切な環境保全措置を検討すること。

また、発生土の仮置き場を設置する場合は、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、住民の生活環境への影響に配慮し、レクリエーション利用の場、土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めること。

(以上)